平成２６年度
第２回「公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）」

平成２６年１１月 ８日（土）
午前９時３０分～午後４時

会場　市民交流センター「キックス」
４階イベントホール

「公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）」を傍聴の皆さまへ

本日は、お越しいただきまして、まことにありがとうございます。
開催中は、下記の点にご注意くださいますようお願いします。

○会議の傍聴について

（１）傍聴は、お静かにお願いします。
（２）事業評価に際して、傍聴の皆さまからのご質問等は、一切受け付けられませんのでご了承ください。
（３）発言内容に公然と批判を加えたり、発言や拍手その他の方法で公然と意見を表明しないでください。
（４）傍聴者の意思を表明するもの（旗、プラカード、横断幕など）を持ち込まないでください。
（５）携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定ください。
（６）録音や写真・ビデオ撮影などはご遠慮ください。
（７）会場内の秩序を乱し、または、作業の支障になる行為はしないでください。
（８）事業評価スケジュールは、多少前後するおそれがありますのでご了承ください。
（９）報道関係者が入ることがありますのでご了承ください。
（10）その他会場内では、係員（スタッフ）の指示に従ってください。

※これらの事項を守っていただけない場合は、ご退場いただくことがあります。

○市民交流センターについて

（１）市民交流センターの駐車場は２時間まで無料ですが、以後３０分毎に１００円掛かります。
（２）会場敷地内は、全面禁煙となっておりますので、ご協力をお願いします。

○事業評価について

（１）事業評価の結果が市の最終判断ではなく、評価の結果を参考に方向性を検討し、その結果については、公表し、また必要に応じて、施策や翌年度以降の予算編成に反映するものです。
（２）受付時にお渡ししたアンケート用紙に、当事業評価に対するご意見・ご感想をご記入いただき、お帰りの際にお近くの職員にお渡しいただくか、回収箱にお入れください。今後の取組みの参考とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

○録画配信について

（１）本日の会議の録画映像を、後日市ホームページで配信いたします。

１．会場およびスケジュール

会　場	市民交流センター「キックス」　４階イベントホール		
予定時間	No.	事業名（対象施設名）	担当課
９：３０～１０：４０	１	高齢者介護予防事業	いきいき高齢課
１０：５０～１２：００	２	予防接種事業	健康推進課
１２：００～１３：００	昼食休憩		
１３：００～１４：１０	３	放課後子どもプラン事業	青少年育成課
１４：２０～１５：３０	４	市営住宅関係事業	都市創生課
１５：４０～１６：００	閉会式　あいさつ・講　評		

２．公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）とは

市が行った行政評価（内部評価）の結果を市民の視点や専門的見地から検証することで、評価の客観性を確保するとともに、事業の改善の方向性などを検討するために実施するものです。

○期待される効果等

- 外部の視点で事業を改善
- 市民への説明責任を果たす
- 事業の再構築などにより行政資源を有効活用

○全体の流れとスケジュール

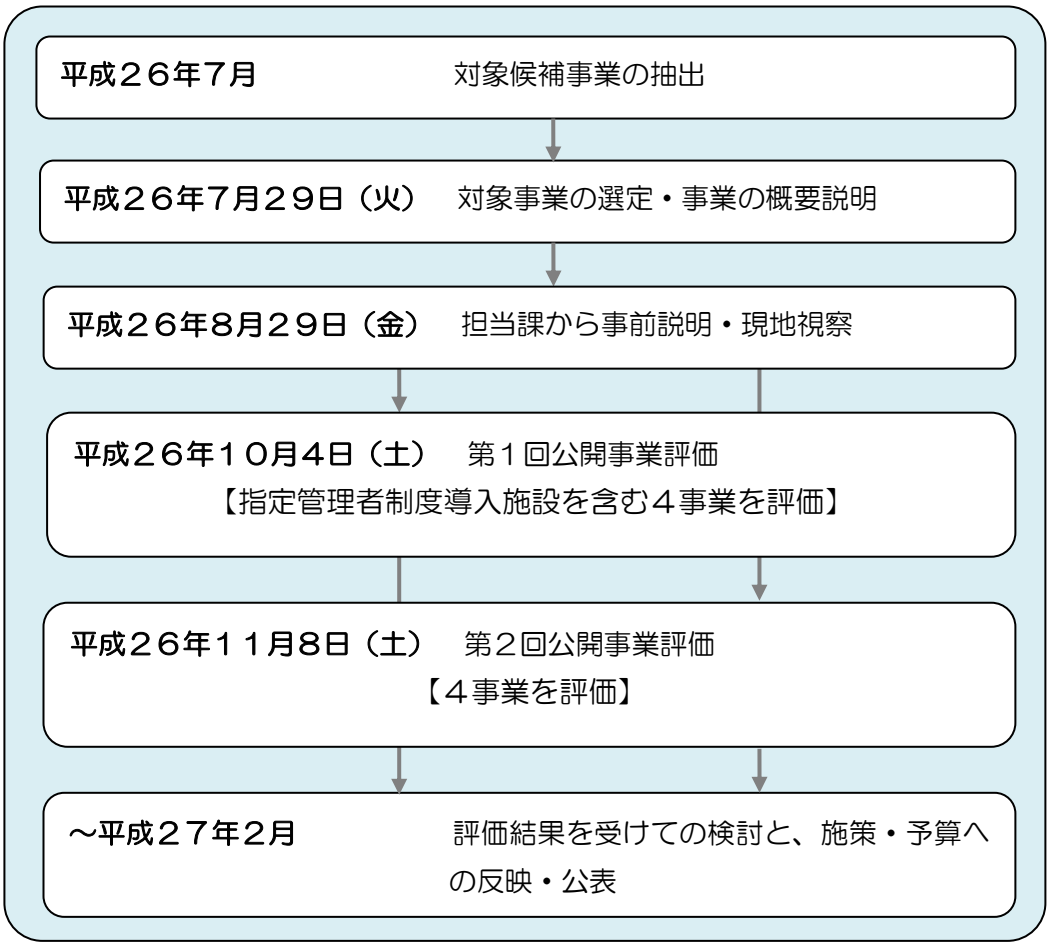

○対象事業の選定について

指定管理者制度の適正かつ確実な運用を図るとともに、指定管理者制度導入施設のより良い管理運営と施設利用者へのサービスの一層の向上を図ることを目的として、平成２６年度で指定管理者の指定後３年目を迎えるスポーツ施設を評価対象としました。また、他の７事業は、市が抽出した候補事業の中から、評価者の投票により決定しました。

○平成２６年度公開事業評価対象事業

日程	事業名	担当課
第１回公開事業評価 平成 26 年 10 月 4 日（土）	集会所整備補助事業	自治振興課
	スポーツ施設管理運営事業	文化・スポーツ振興課
	図書館事業	図書館
	社会教育課題対応事業	ふるさと交流課
第２回公開事業評価 平成 26 年 11 月 8 日（土）	高齢者介護予防事業	いきいき高齢課
	予防接種事業	健康推進課
	放課後子どもプラン事業	青少年育成課
	市営住宅関係事業	都市創生課

３．評価者

河内長野市行財政評価委員会（７名）が評価者となります。

委員区分	氏　名	備　考
委員長	ナカガワ　イク オ 中川　幾郎	帝塚山大学名誉教授
委員（学識経験者）	ノウノ　ヒロハル 農野　寛治	大阪大谷大学教授
委員（市民団体代表）	タニグチ　レイゾウ 谷口　禮三	加賀田地区連合町会
	ハヤシ　レイコ 林　玲子	team あごら
	ヤマダ　ジュンコ 山田　淳子	特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会
委員（市民公募）	サイス　ノリコ 斉須　紀子	
	ホンジョウ　タケヒサ 本城　武久	

４．各事業の時間配分

１事業概ね７０分として、次のような時間配分で評価します。

項　　目	目安時間	内　　容
①事業概要説明 （市職員）	15 分	事業説明資料に基づき、市職員が、事業の目的・内容・コスト・目標などについて説明
②意見交換 （評価者⇔市職員）	30 分～35 分	評価者が、事業説明資料や市職員の説明について質問し、市職員と意見交換
③意見交換 （評価者⇔委員長）	10 分～15 分	委員長及び評価者が、５つの評価区分に分類できるように、事業のあるべき姿・方向性等を議論
④評価・コメント （委員長）	５分	委員長が意見交換を踏まえて、評価者が評価した内容を取りまとめ、評価結果として発表

5．評価方法

各事業を、下記の５つの分類で評価します。

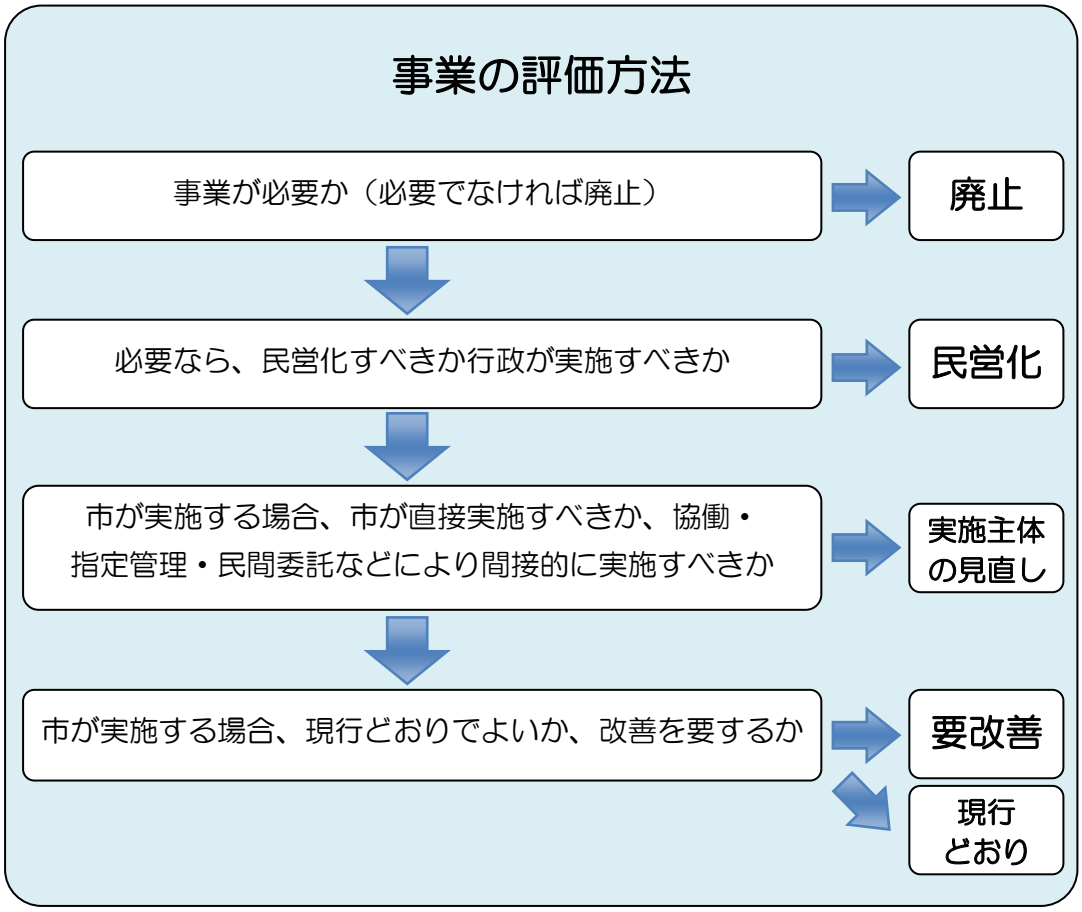

6．評価を受けての検討と施策や予算への反映

市では、公開事業評価の評価結果を十分に踏まえながら、今後の方向性を検討し、必要に応じて、施策や翌年度以降の予算編成に反映させるものとします。

なお、検討結果については、河内長野市行財政評価委員会に報告するとともに、市ホームページで公表します。

※　事業評価の結果が、市の最終判断ではなく、評価結果を参考に、必要に応じて検討するものです。

事業説明資料の見方

１．事業情報（左ページ）

事業の第４次総合計画上での位置付けです。事業の実施によりここに記載されている施策の実現をめざします。

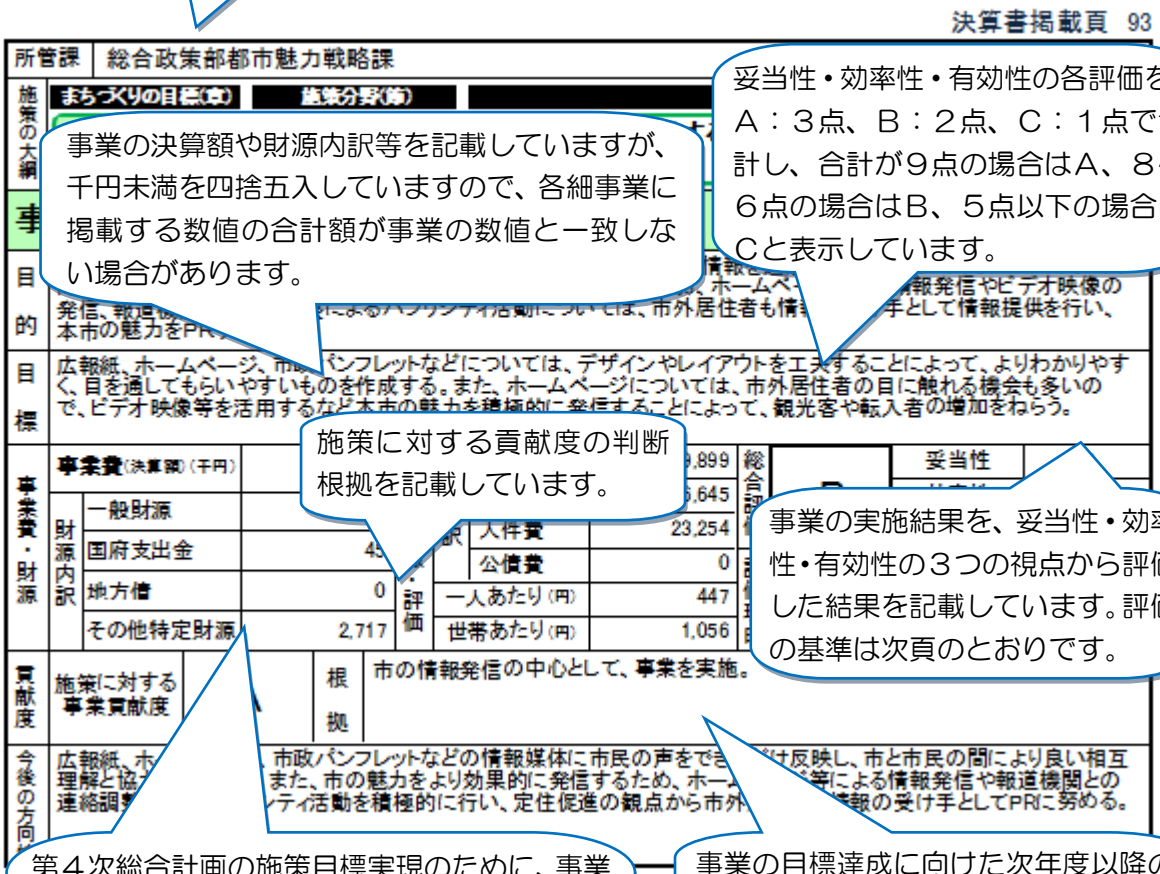

事業の決算額や財源内訳等を記載していますが、千円未満を四捨五入していますので、各細事業に掲載する数値の合計額が事業の数値と一致しない場合があります。

妥当性・効率性・有効性の各評価を、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点で合計し、合計が９点の場合はＡ、８～６点の場合はＢ、５点以下の場合はＣと表示しています。

施策に対する貢献度の判断根拠を記載しています。

事業の実施結果を、妥当性・効率性・有効性の３つの視点から評価した結果を記載しています。評価の基準は次頁のとおりです。

第４次総合計画の施策目標実現のために、事業がどの程度貢献しているかを記載しています。

Ａ：非常に貢献している

Ｂ：貢献している

Ｃ：貢献していない

事業の目標達成に向けた次年度以降の市としての取組みの方向性を記載しています。

２．事業評価の基準

以下の基準に基づき、事業の担当課で評価を行った結果を記載しています。

妥当性	効率性	有効性
第４次総合計画の施策の目的達成のための手段として必要か、また内容は適正かを評価します。	より少ない経費でより大きな成果をめざす、費用対効果の視点からの評価です。	予定していた事業内容のとおり事業を実施することができたかどうかの評価です。
Ａ：施策目的達成のための手段として必要で、内容も適正。 Ｂ：施策目的達成のための手段として必要ではあるが、内容について検討する余地がある。 Ｃ：施策目的達成のための手段としての必要性が乏しい、または、内容を大幅に改善する必要がある。	Ａ：少ない経費で効率良く成果をあげており、費用対効果が高い。 Ｂ：経費の削減に関して検討の余地がある、または、同じ経費でも成果の向上が期待できる。 Ｃ：経費に対する成果が少なく、実施手法の改善を要する。	Ａ：予定していた事業内容どおり結果を残すことができた。 Ｂ：概ね予定していた内容を達成できたが、まだ検討の余地がある。 Ｃ：当初予定していた事業内容と実施結果に相違があり、改善を要する。

３．細事業情報（左ページ）

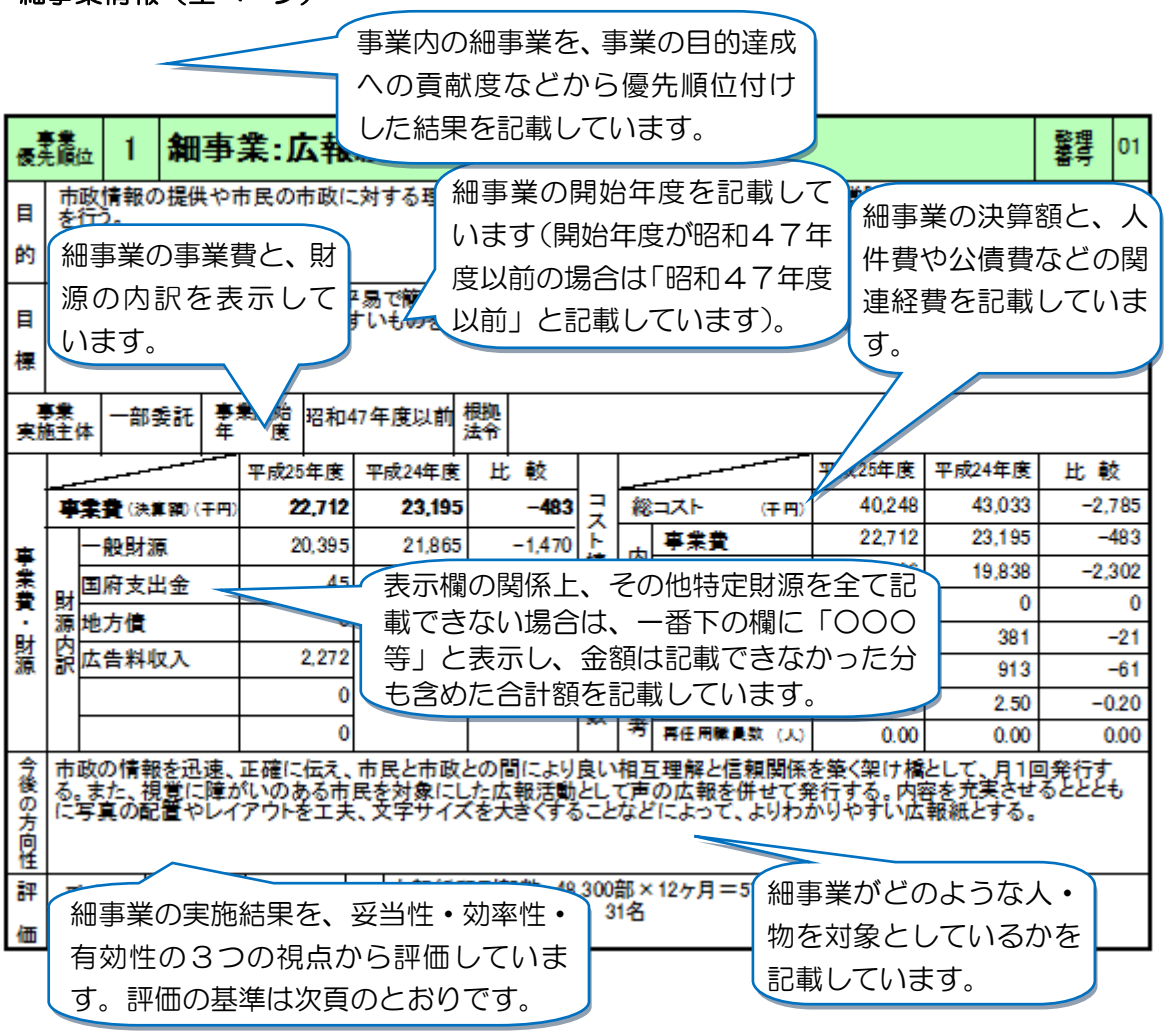

４．細事業評価の基準

以下の基準に基づき、細事業の担当課で評価を行った結果を記載しています。

妥当性	効率性	有効性
事業の目的達成のための手段として必要か、また内容は適正かを評価します。	より少ない経費でより大きな成果をめざす、費用対効果の視点からの評価です。	予定していた細事業内容のとおり細事業を実施することができたかどうかの評価です。
Ａ：事業目的達成のための手段として必要で、内容も適正。 Ｂ：事業目的達成のための手段として必要ではあるが、内容について検討する余地がある。 Ｃ：事業目的達成のための手段としての必要性が乏しい、または、内容を大幅に改善する必要がある。	Ａ：少ない経費で効率良く成果をあげており、費用対効果が高い。 Ｂ：経費の削減に関して検討の余地がある、または、同じ経費でも成果の向上が期待できる。 Ｃ：経費に対する成果が少なく、実施手法の改善を要する。	Ａ：予定していた事業内容どおり結果を残すことができた。 Ｂ：概ね予定していた内容を達成できたが、まだ検討の余地がある。 Ｃ：当初予定していた事業内容と実施結果に相違があり、改善を要する。

※　人件費について

各事業・細事業に関連する人件費として、各事業・細事業に従事する職員数に平均人件費（正職員 7,624,385 円、再任用職員 2,077,024 円）を乗じた金額を記載しています。

※　公債費について

事業・細事業に関連する市債の元利償還金を記載しています。

※　一人あたり、世帯あたりコストについて

事業・細事業の総コストを、平成２６年３月末現在の人口（111,683 人）、世帯数（47,259 世帯）で除した金額を記載しています。

５．右ページの見方

事業：○○○○事業

1．◆◆◆◆◆◆◆◆◆

事業の目的や概要などを記載しています。

　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

上記の事業をさらに細分化した事業を「細事業」として掲載しています。

細事業：□□□□□事業

1．●●●●●●●

細事業ごとに当該年度で実施した事業内容や成果等を記載しています。

　△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
「△△△△△△△△」※△△△△△△△△△

（※　*△△△△△△△△*
　　○○○
　○○。）

難解な行政用語等を説明する場合は、本文中にアンダーライン（波線）を引き、※を付けて下部に説明文章を記載しています。

事業説明資料

①

事業名称　高齢者介護予防事業

担当課	健康長寿部　いきいき高齢課
事業の 現状と課題	本市の介護予防事業は国の要綱に従い実施しており、普及啓発を目的とした主として活動的な状態にある高齢者を対象にした「一次予防事業」と、生活機能が低下した高齢者を早期に発見・対応し、要介護状態等に陥ることを防ぐことを目的とした「二次予防事業」を実施している。 一次予防事業については、平成２５年度の実績として、市立保健センターと三日市市民ホールを拠点として計２０回の介護予防教室の開催とともに、市内各地域の集会所等に出向いて講座や教室開催事業を２５７回実施し、少しずつ広がりが見られてきている。また、継続的に活発な取り組みを行っている地域においては、高齢化率の伸びに比した要介護認定率の上昇が抑えられている傾向が見られているところである。 二次予防事業については、介護予防の意識・習慣づけを目的にしており、二次予防事業終了後は、自主グループや地域の教室への紹介を行っている。現在（H26、10 月現在）13 グループができ、月に１回から２回集まって活動している。しかし、二次予防事業の参加率はあまり上昇せず（別紙）、どのように介護予防を広げていくかということが課題である。 国は一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、住民自身が運営する体操の集いなどの活動を広げ人と人とのつながりを通じ、参加者が継続拡大していくような地域づくりを推進するとしている。本市においても、住民が通い続けられる介護予防の場を住民に近い地域で開催できるよう、住民とともに検討し開催したいと考えている。
要検討事項	・自分の健康は自分でつくるという意識づくり ・地域での集える場づくり ・効果が実感できるプログラムづくり

会計	介護保険特別会計

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第2章 共生共感都市	04 高齢者福祉	02 健やかで安心できる暮らしを支援する

事業: 高齢者介護予防事業

整理番号 1449

目的

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。

目標

要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の市民の半数に基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者を把握し、介護予防事業を実施する。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		13,738	総コスト(千円)		21,744	総合評価	B	妥当性 A
財源内訳	一般財源	3,632	内訳	事業費	13,738			効率性 A
	国府支出金	5,699		人件費	8,006			有効性 B
	地方債	0		公債費	0	評価理由	さらに介護予防を普及する必要があるため。	
	その他特定財源	4,407	一人あたり(円)		195			
			世帯あたり(円)		460			

貢献度

施策に対する事業貢献度	A	根拠	事業目的が達成できており、自主グループ活動等で継続して介護予防に取り組めている。

今後の方向性

地域包括支援センター等と連携し、高齢者が自ら介護予防に取り組めるように支援する。

事業優先順位 2

細事業:1次予防事業

整理番号 02

目的

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが送り続けられるようにすること。

目標

一次予防事業を実施し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが送り続けられるように支援する。

事業実施主体	一部委託	事業開始年度	平成25年度	根拠法令	介護保険法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		2,760	0	2,760
財源内訳	一般財源	730	0	730
	国府支出金	1,145		
	地方債	0		
	支払基金交付金	885		
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト(千円)		5,124		
内訳	事業費	2,760	0	2,760
	人件費	2,364	0	2,364
	公債費	0	0	0
一人あたり(円)		46		
世帯あたり(円)		108		
参考	職員数(人)	0.31	0.00	0.31
	再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

介護予防事業をきっかけに、自ら介護予防に取り組めるようにする。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者	65歳以上の高齢者 約30,000人
A	A	B		

事業：高齢者介護予防事業

１．高齢者介護予防事業

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができることを目指し、高齢者介護予防事業を行った。

細事業：１次予防事業

１．１次予防介護予防教室

６５歳以上の市民を対象に筋力向上・栄養改善・口腔機能向上のプログラムを併せた総合教室、もの忘れ予防教室、うつ予防教室を行い、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように介護予防教室を保健センターと三日市市民ホールで開催した。

また、介護予防教室卒業生による自主グループの活動を支援するために、情報交換や運動指導などの交流会を行った。

＜１次予防介護予防教室＞

種　類	回数	参加実人数	参加延人数
総合教室（いきいき健康アップ教室）	１２回コースを２教室	５５	５０３
もの忘れ予防教室（脳げんき教室）	５回コースを２教室	３６	１５３
うつ予防教室（こころリフレッシュ教室）	４回コースを２教室	３７	１３０
自主グループ交流会	２回	５６	５６
すこやか体操教室	１０回	１１６	２９０
６５歳以上の歩き方教室	２回	４３	４３

事業優先順位	1	細事業:2次予防事業	整理番号	01

目的	介護が必要となるおそれのある生活機能の低下している人を早期に発見し、介護予防について支援すること。
目標	65歳以上の市民で要介護認定を受けていない人の半数を対象に基本チェックリストを郵送し、二次予防事業対象者の把握に努める。

事業実施主体	一部委託	事業開始年度	平成23年度	根拠法令	介護保険法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**10,978**	**3,522**	**7,456**
財源内訳	一般財源	2,902	965	1,937
	国府支出金	4,554	1,442	3,112
	地方債	0	0	0
	支払基金交付金	3,522	1,115	2,407
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		16,620	5,903	10,717
内訳	事業費	10,978	3,522	7,456
	人件費	5,642	2,381	3,261
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		149	52	97
世帯あたり（円）		352	125	227
参考	職員数（人）	0.74	0.30	0.44
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性	地域包括支援センター等と連携し、二次予防対象者が継続して介護予防に取り組めるようにする。

評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の市民
	A	B	B		

＜介護予防教室＞

健康チェック（血圧測定等）を行い、専門スタッフが健康に関する講話と体操（ストレッチ・筋力アップ）を行います。

細事業：２次予防事業

１．２次予防事業

２次予防事業把握事業で把握した２次予防対象者に通所型及び訪問型介護予防事業を実施した。

⑴２次予防対象者把握事業

６５歳以上で要介護・要支援認定を受けていない市民を対象（奇数月生まれ）に、基本チェックリストを実施した。

配布数　　１２,５９２通
回収数　　９,６９５人（回収率　77.0%）
内　２次予防対象者　　２,４０３人（24.8%）

⑵ 通所型介護予防事業

２次予防対象者に筋力向上・栄養改善・口腔機能向上のプログラムを併せた総合教室、もの忘れ予防教室、うつ予防教室を行い、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが送りつづけられるように、２次予防教室を保健センターと三日市市民ホールで開催した。

＜２次予防介護予防教室＞

種　類	回　数	参加実人数	参加延人数
総合教室（いきいき健康アップ教室）	１２回コースを３教室	８２	８２７
もの忘れ予防教室（脳げんき教室）	５回コースを１教室	３６	１５８
うつ予防教室（こころリフレッシュ教室）	４回コースを１教室	３７	１２８

⑶訪問型介護予防事業

２次予防対象者で心身の状況等のために、通所による介護予防事業への参加が困難で、訪問型介護予防事業が必要な高齢者を対象に、訪問による介護予防事業を実施した。

＜訪問型介護予防事業＞

種　類	参加実人数	参加延人数
訪問型介護予防事業	３０	１５７

※　２次予防対象者
…要支援・要介護認定を受けていない６５歳以上の市民を対象に、基本チェックリストを実施した結果生活機能低下が疑われるもの。

二次予防事業の実績の推移（国）

二次予防事業への参加者の目標を高齢者人口の5%を目安として取り組んできたが、
平成23年度の実績は0．8%と低調である。

		高齢者人口に対する割合				
年度	高齢者人口※1（人）	基本チェックリスト配布者（配布者数）	基本チェックリスト回収者（回収者数）	基本チェックリスト回収率（%）	二次予防事業対象者※2（対象者数）	二次予防事業参加者※3（参加者数）
H20	28,291,360	52.4%（14,827,663人）	30.7%（8,694,702人）	58.6%	3.7%（1,052,195人）	0.5%（128,253人）
H21	28,933,063	52.2%（15,098,378人）	30.1%（8,715,167人）	57.7%	3.4%（984,795人）	0.5%（143,205人）
H22	29,066,130	54.2%（15,754,629人）	29.7%（8,627,751人）	54.8%	4.2%（1,227,956人）	0.5%（155,044人）
H23	29,748,674	55.8%（16,586,054人）	34.9%（10,391,259人）	62.6%	9.4%（2,806,685人）	0.8%（225,667人）

※1　高齢者人口：各年度末の高齢者人口を計上

※2　二次予防事業対象者：当該年度に新たに決定した二次予防事業の対象者と前年度より継続している二次予防事業者の総数

※3　二次予防事業参加者：通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、および通所型・訪問型介護予防事業以外で介護予防に相当する事業に参加した者を含む

二次予防事業の実績の推移（河内長野市）

		高齢者人口に対する割合				
年度	高齢者人口（人）	基本チェックリスト配布者※4（配布者数）	基本チェックリスト回収者（回収者数）	基本チェックリスト回収率（%）	二次予防事業対象者（対象者数）	二次予防事業参加者※5（参加者数）
H23	28,115（H23.3月末）	78.8%（22,151人）	62.5%（17,575人）	79.3%	22.2%（4,913人）	1.2%（332人）
H24	29,104（H24.3月末）	22.2%（6,469人）	12.0%（3,484人）	53.9%	3.1%（891人）	0.1%（15人）
H25	30,579（H25.3月末）	41.2%（12,592人）	31.7%（9,695人）	77.0%	7.9%（2,403人）	0.5%（138人）

※4　基本チェックリストの配布者数

H23：要介護認定（要支援・要介護認定）を受けていない65歳以上の人

H24：H23で返信がなかった人

H25：要介護認定（要支援・要介護認定）を受けていない65歳以上で誕生月が奇数月の人

※5　H25二次予防事業参加者数：通所型と訪問型の実人数

（通所型110人＋訪問型30人－2人通所型と訪問型両方を利用）

参考

事業：高齢者介護予防推進事業

１．高齢者介護予防推進事業

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができることを目指し、高齢者介護予防事業を行った。

高齢者が参加しやすいように、地域の集会所等で教室を開催した。

＜地域の集会所等で実施＞

種　類	回　数
元気アップ教室	２４２
出張健康づくり教室	１５
介護予防リーダー養成講座	４

細事業：高齢者介護予防普及推進事業

１．地域における介護予防事業

⑴ 元気アップ教室

介護予防の普及啓発のため地域で介護予防事業を実施した。

４８箇所で２４２回開催し、延べ３，７３０人が参加した。

⑵出張健康づくり教室

地域の要望に応じて、地域の自治会館などで介護予防教室を実施した。

体力測定、転倒予防、肩こり・腰痛予防、膝痛予防、もの忘れ予防の教室を１５回開催し、延べ３５１人が参加した。

２．介護予防普及事業

⑴ 介護予防リーダー養成講座

介護予防のリーダーを養成するために､地域での取り組みが期待される健康づくり推進員を対象に健康づくりサポート講座を１箇所で開催し、延べ２８人が参加した。

⑵ 高齢者の健康を維持・増進するために、健診結果や健康づくり教室参加などの記録をする健康づくり手帳を１,６９５部配付した。

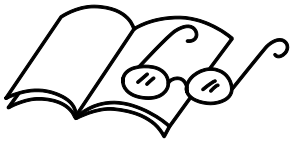

新しい介護予防事業

○機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
○年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
○リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一次予防事業評価事業

二次予防事業

- 二次予防事業対象者の把握事業
- 通所型介護予防事業
- 訪問型介護予防事業
- 二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

・介護予防把握事業
地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・介護予防普及啓発事業
介護予防活動の普及・啓発を行う。

・地域介護予防活動支援事業
地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

・一般介護予防事業評価事業
介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

・（新）地域リハビリテーション活動支援事業
地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

介護予防・生活支援サービス事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

介護予防・日常生活支援総合事業

事業説明資料

②

事業名称　予防接種事業

担当課	健康長寿部　健康推進課
事業の 現状と課題	昭和２３年（１９４８年）に制定された予防接種法に基づき予防接種を実施し、疾病の発生及びまん延を予防し公衆衛生の向上及び増進とともに予防接種による健康被害の敏速な救済を図っている。 市内医療機関との協力のもと、予防接種を受けやすい環境整備を図り、安定した予防接種の実施をめざす。
要検討事項	予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められており、任意接種を含めた予防接種は子どもの体調、病気の流行状況をみてかかりつけ医と相談の上接種が望ましいが、接種可能なワクチンの増加や小児科医が少ないことなどに伴い、接種機会の拡大についての検討が必要である。 接種率が低い予防接種について、啓発や勧奨等による接種率の向上をめざす必要があり、また、予防接種を受けずに罹患した場合の症状や重症度、そのリスクと予防接種後副反応のリスクについて正しく理解して接種を受けるかどうか判断できる情報を提供することも重要である。

所管課	健康長寿部健康推進課

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施　策
	第2章 共生共感都市	07 健康	01 生涯を通じた健康づくりを推進する

事業: 予防接種事業

整理番号 0101

目的

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。予防接種により健康被害が生じた場合に、本人及びその家族の救済を図る。

目標

感染症の予防及びまん延防止を図るため、接種率の向上をめざす。
また、厚生労働大臣に認定された予防接種による健康被害者1件に対して、障がい年金等の給付を行う。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		227,275
財源内訳	一般財源	222,047
	国府支出金	5,228
	地方債	0
	その他特定財源	0

コスト情報・評価

総コスト(千円)		245,574
内訳	事業費	227,275
	人件費	18,299
	公債費	0
一人あたり(円)		2,199
世帯あたり(円)		5,196

総合評価: B

妥当性	A
効率性	A
有効性	B

評価理由: 本事業は、感染予防対策として、効果的かつ効率的に予防接種を実施している。

貢献度

施策に対する事業貢献度: A

根拠: 本事業は、感染予防対策として、効果的かつ効率的に予防接種を実施している。

今後の方向性

医療機関との協力のもと、安定した予防接種の実施をめざす。

事業優先順位 1　細事業:予防接種事業

整理番号 03

目的

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。

目標

法律に基づき定期の予防接種(BCG、ポリオ、四種混合1期、三種混合1期、二種混合2期、麻しん風しん1･2期、日本脳炎1･2期、HPV(子宮頸がん予防ワクチン)、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、高齢者インフルエンザ)を実施する。また、法定受託事務以外に救済措置として麻しん風しん1･2期の任意接種を実施する。

事業実施主体	委託	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	予防接種法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比　較
事業費(決算額)(千円)		222,838	262,963	−40,125
財源内訳	一般財源	220,938	230,713	−9,775
	国府支出金	1,900	32,234	−30,334
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	16	−16
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比　較
総コスト(千円)		240,374	277,643	−37,269
内訳	事業費	222,838	262,963	−40,125
	人件費	17,536	14,680	2,856
	公債費	0	0	0
一人あたり(円)		2,152	2,460	−308
世帯あたり(円)		5,086	5,888	−802
参考	職員数(人)	2.30	1.85	0.45
	再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

医療機関協力のもと、安定した予防接種の実施をめざす。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	B	生後2ケ月～20未満及び65歳以上の者

事業：予防接種事業

１．予防接種事業　　予防接種法に基づき、定期の予防接種等を実施した。
２．予防接種健康被害関係事業　　予防接種による健康被害者に対して、障がい年金等の給付を行った。

細事業：予防接種事業

１．予防接種事業　　予防接種法に基づき、定期の予防接種を下記のとおり計画的に実施した。

種　　別		接　種　年　齢	回数	実施日数	接種者数（人）
ヒブ		初回：生後２か月～５歳未満	３回	通年	３，０４１
		追加（初回接種完了後７ヶ月～１３か月）生後２か月～５歳未満	１回		
小児用肺炎球菌		初回；生後２か月～５歳未満	３回	通年	２，９５１
		追加（初回接種後６０日以後）生後２か月～５歳未満	１回		
子宮頸がんワクチン		小学６年生～高校１年生	３回	通年	１４０
急性灰白髄炎（不活化ﾜｸﾁﾝ）		生後３か月～７歳６か月未満	４回	通年	１，０２６
三種混合（ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日せき・破傷風）	１期	初回：生後３か月～７歳６か月未満	３回	通年	６５９
		追加（初回終了から１年～１年６か月後）生後３か月～７歳６か月未満	１回		
四種混合（ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	１期	初回 生後３か月～７歳６か月未満	３回	通年	２，２７０
		追加（初回終了から１年～１年６か月後）生後３か月～７歳６か月未満	１回		
二種混合（ｼﾞﾌﾃﾘｱ・破傷風）	２期	小学６年生（～１３歳未満）	１回	通年	６５８
麻しん風しん	１期	１歳～２歳未満	１回	通年	６６７
麻しん風しん	２期	平成１９年４月２日～平成２０年４月１日生	１回	通年	７４０
麻しん					１
麻しん風しん	１期救済	２歳～６歳未満（２期対象者を除く）※１期を受けられなかった人	１回	通年	８
麻しん風しん	２期救済	平成１７年４月２日～平成１８年４月１日生（小学１年生の年齢に当たる人）※２期を受けられなかった人	１回	通年	８
日本脳炎	１期	初回：３歳～７歳６か月未満	２回	通年	２，７６２
		追加（初回終了から概ね１年後）：３歳～７歳６か月未満	１回		
日本脳炎	２期	小学４年生（～１３歳未満）	１回	通年	１９３
インフルエンザ		満６５歳以上 ６０歳以上６５歳未満の者であって、厚生労働省令の要件を満たす人	１回	10月1日～翌1月31日	１５，００５
ＢＣＧ		生後５ケ月～８ケ月未満	１回	通年	５７０
計					３０，６９９

２．高齢者用肺炎球菌ワクチン等接種費用助成事業　　下記のとおり任意予防接種費用を一部助成した。
（１）高齢者用肺炎球菌ワクチン　　７０歳以上の河内長野市民　　１，３３６人
（２）風しん予防接種　　１９歳以上の河内長野市民で妊娠を希望する女性及び妊娠している女性の配偶者　　５９３人

事業優先順位	2	細事業：予防接種健康被害関係事業	整理番号	06

目的	予防接種により健康被害が生じた場合に、本人及びその家族の救済を図る。
目標	健康被害が厚生労働大臣に認定された場合、医療手当及び障害年金等の給付を行う。 給付件数 1件／年

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成5年度	根拠法令	予防接種法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**4,437**	**4,448**	**−11**
財源内訳	一般財源	1,109	1,112	−3
	国府支出金	3,328	3,336	−8
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		5,199	5,242	−43
内訳	事業費	4,437	4,448	−11
	人件費	762	794	−32
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		47	46	1
世帯あたり（円）		110	111	−1
参考	職員数（人）	0.10	0.10	0.00
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性	これまで同様、今後も法令どおり実施する。

評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	障害年金給付者1件
	A	A	B		

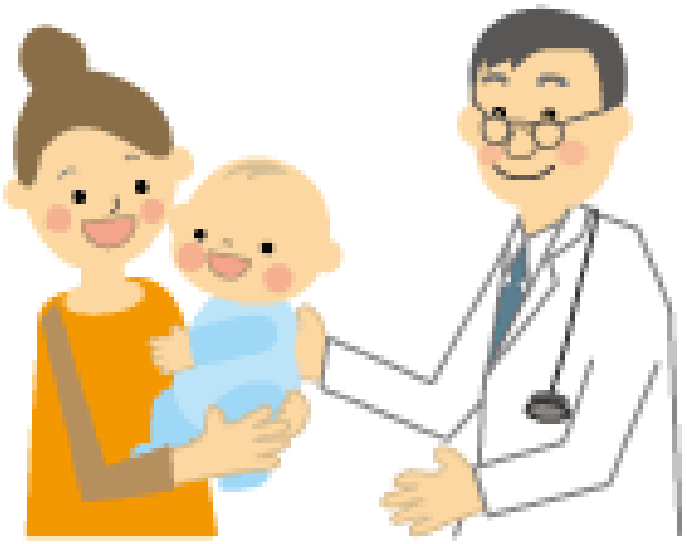

細事業：予防接種健康被害関係事業

１．予防接種健康被害関係事業

厚生労働大臣に認定された予防接種による健康被害者に対して、障がい年金等の給付を行った。

給付件数　　１件

＜予防接種法（抜粋）＞

第五章　定期の予防接種等による健康被害の救済措置

（健康被害の救済措置）

第十五条　市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。

２　厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法　（昭和二十三年法律第百二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

■予防接種（定期接種）の対象となる病気

No.	種別	細菌名	主な感染経路	主な症状	全国でみた発生状況	河内長野市の勧奨状況
1	結核	結核菌	飛沫感染 接触感染	結核症、結核性髄膜炎	2万人を超える患者が毎年発生 31483件発生届(2011年)	①年間予定表・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ・広報 ②各健診時 ③新生児訪問 ④予防接種手帳交付
2	ジフテリア	ジフテリア菌	飛沫感染	高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐、心筋障害、神経麻痺	患者発生数は年間0～1人程度（1999年以後発生なし）	①～④ 二種混合として7月に各小学校から対象児童へ配布
3	百日せき	百日せき菌	飛沫感染	せき、肺炎や脳症等の合併症	1948年ワクチン接種以来、患者数は減少	①～④
4	ポリオ（急性灰白髄炎）	ポリオウイルス	ヒトからヒト感染 （感染したヒトの便中に排泄されたウイルスがヒトの口から入る）	発熱、頭痛、嘔吐、手足の麻痺	1960年代前半まで流行、2000年ポリオ根絶宣言後再発生（パキスタン、アフガニスタン、ナイジェリア等）	①～④
5	破傷風	破傷風菌	土中にいる菌より感染	筋肉の強直性けいれん	感染者118人（2011年）	①～④ 二種混合として7月に各小学校から対象児童へ配布
6	麻しん（はしか）	麻しんウイルス	空気感染	発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹、（合併症）気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎	数千人に1人の割合で死亡 感染者439人（2011年）	①～④ 麻しん風しん2期として対象年齢に個別勧奨（郵送）
7	風しん	風しんウイルス	飛沫感染	発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹	2004年地域流行し、結果患者報告が10人となる。（例年1人） 2013年8月13,670人	①～④ 麻しん風しん2期として対象年齢に個別勧奨（郵送）
8	日本脳炎	日本脳炎ウイルス	豚などの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染	高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれん、急性脳症	1972年以降100人未満 近年10人未満が西日本中心に発生（2011年：9人）	①～④ 毎年7月に各小学校から2年生～6年生に配布
9	ヒブ（Hib感染症）	インフルエンザ菌b型	飛沫感染	中耳炎、気管支炎、髄膜炎、敗血症、肺炎	年間約400人が発症 髄膜炎等重篤化1.5人／10万人（2012年）	①～④
10	（小児用）肺炎球菌	肺炎球菌	飛沫感染	細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎	年間150人前後が発症 髄膜炎等重篤化11.4人／10万人（2012年）	①～④
11	子宮頸がん	ヒトパピローマウイルス（HPV）	性的接触による持続感染	ウイルスは自然排除、一部前がん病変の状態を経て子宮頸がん発症	年間約400人が発症	積極的勧奨は控えることになっているため、個別の問い合わせに対応（平成26年8月現在）
12	（高齢者）インフルエンザ	インフルエンザHA	空気感染	せき、発熱、肺炎を併発	60歳以上145万人が発症（2013年）	毎年65歳に到達者に個別勧奨（郵送）

事業説明資料

③

事業名称　放課後子どもプラン事業

担当課	教育推進部　青少年育成課
事業の 現状と課題	事業実施については、教室を担う講師や運営に携わるボランティアとして市民や、関係団体との協働を促進してきた。 現在、交通費程度の謝礼で参加いただいている。 平成２６年度（今年度）放課後子ども教室の全校実施が実現する。 今後、安定した事業実施を継続していくために、スタッフの確保、地域主導可能な環境づくりが必要。
要検討事項	打合せ、下準備など、プログラム充実のために、参加者の負担が増加している。参加者のモチベーションを保つ環境づくりを検討していく必要がある。

所管課	教育推進部青少年育成課

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第3章 元気創造都市	02 次世代育成	02 地域全体で子どもを育てる環境や仕組みを整備する

事業: 放課後子どもプラン事業

整理番号 0595

目的

地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む取組みの1つとして、子どもたちに安全・安心で日常的・継続的な体験活動の場の提供を行う。

目標

対象児童の参加率アップ。
放課後子ども教室実施校の拡大。
夏休みの子ども教室　全館イベントの開催。
駅前こども教室の実施。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		6,232
財源内訳	一般財源	5,398
	国府支出金	746
	地方債	0
	その他特定財源	88

コスト情報・評価

総コスト (千円)		16,525
内訳	事業費	6,232
	人件費	10,293
	公債費	0
一人あたり(円)		148
世帯あたり(円)		350

総合評価

	B
妥当性	B
効率性	B
有効性	A

評価理由: 子どもたちに体験学習の機会提供を継続的に行っている。

貢献度

施策に対する事業貢献度	B	根拠	子どもたちに体験学習の機会提供を継続的に行っている。

今後の方向性

放課後子ども教室は全校実施を実現する。放課後子ども教室事業の一部委託を行う。教室を担う講師や運営に携わるボランティア・団体の参加を促進する。駅前子ども教室を実践の場として、大学の授業等に取り入れてもらう試みを開始する。

事業優先順位 1　細事業:放課後子ども教室事業

整理番号 07

目的

放課後の子ども達に安全・安心な活動場所・居場所を設け、ボランティアの方など地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む。

目標

実施校の増加　現在9校→11校
子ども教室参加率の増加　70%

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成19年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		3,249	1,984	1,265
財源内訳	一般財源	2,503	1,336	1,167
	国府支出金	746	648	98
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト (千円)		7,824	6,745	1,079
内訳	事業費	3,249	1,984	1,265
	人件費	4,575	4,761	−186
	公債費	0	0	0
一人あたり (円)		70	60	10
世帯あたり (円)		166	143	23
参考	職員数 (人)	0.60	0.60	0.00
	再任用職員数 (人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

放課後子ども教室の全校実施を実現する。安定した実施を継続していくために、地域主導および委託に向けた環境づくりを行う。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	B	B	小学校低学年

事業：放課後子どもプラン事業

放課後､子どもたちが安全で安心して活動できる場所を設け､子どもたちの豊かな成長を育むことを目的に実施。府補助事業「おおさか元気広場推進事業」として位置付けて運営しており、本市では平成２５年度１１校で実施した。

また、これとは別に夏休みに市民交流センター全館を使用して、工作や体験活動などを実施する「夏休み子ども教室」を開催するとともに、河内長野駅前を拠点に街の中ならではの体験活動を提供し、子どもたちの「生きる力」を育むことを目的とした「駅前子ども教室」を月１回開催した。

細事業：放課後子ども教室事業

１．放課後子ども教室事業

放課後主に５時間目終了後、子どもたちに安全・安心な活動場所を設け、地域の方々の協力を得て工作やレクリエーションなど様々な体験の機会の提供するため、放課後子ども教室を開催した。申し込みは事前申込制で、費用は無料。参加は自由。

実施場所	実施曜日（原則放課後）	年間回数	対象学年	延べ参加者数（平均参加者数）
天見小学校	毎週　月・金曜日	５１回	１～３年生	１３０５人（２６人）
石仏小学校	毎月第２・４木曜日	１０回	２年生	３４７人（３５人）
天野小学校	毎月第２・４金曜日	９回	１～３年生	４２３人（４７人）
南花台小学校	毎月第１・３木曜日	１２回	２年生	６６５人（５５人）
美加の台小学校	毎月第１・３木曜日	１１回	２年生	４３２人（３９人）
川上小学校	毎月第２・４火曜日	１１回	２年生	４０８人（３７人）
小山田小学校	毎月第１・３火曜日	１３回	２年生	７００人（５４人）
高向小学校	毎月第１・３金曜日	１２回	１～３年生	５４６人（４６人）
千代田小学校	毎月第２・４金曜日	９回	２年生	５３０人（５９人）
楠小学校	毎月第１・４金曜日	７回	２年生	２２１人（３２人）
加賀田小学校	毎月第２・４木曜日	６回	２年生	１５５人（２６人）
合　　計		１５１回		５７３２人（３８人）

内　　容　本の読み聞かせ、折り紙、ゲーム・レクリエーション、工作など

≪工作教室≫

≪お話し会≫

２．放課後子ども教室運営協議会

事業の推進に向けて、学校関係者やＰＴＡ関係者・市民の代表などで構成される「放課後子ども教室推進事業運営協議会」を開催した。

日時　平成２６年３月１９日（水）午後７時３０分～８時４５分

場所　市役所３階３０１会議室

参加者　７人、事務局５人

事業優先順位	3	細事業：駅前子ども教室事業	整理番号	09

目的

月1回　日曜日に、河内長野駅前のさまざまな場所を子どもたちのフィールドとして活用し、さまざまな体験の機会を提供、子どもたちが「駅前」の現実の街の中でいろいろな体験を通して「生きる力」を身につけることを目的とする。

目標

月1回　日曜日に駅前こども教室の開催。

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成24年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**2,633**	**766**	**1,867**
財源内訳	一般財源	2,545	766	1,779
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	子ども教室参加費	88	0	88
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		6,064	3,940	2,124
内訳	事業費	2,633	766	1,867
	人件費	3,431	3,174	257
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		54	35	19
世帯あたり（円）		128	84	44
参考	職員数（人）	0.45	0.40	0.05
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

誰もが当日気軽に参加できる企画を実施する。 市民、関係団体との協働をさらに進める。 大学等に駅前子ども教室を実践の場として提供する試みを行う。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	B	B	小学生（1年生から6年生まで）とし、市外の小学生の参加も可

事業優先順位	2	細事業：夏休み子ども教室事業	整理番号	08

目的

夏休みの子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図り、学校・学年の隔てなく、体験学習の機会を提供する。

目標

・夏休み子ども教室の参加者増加。
・開催する教室数の増加。
・運営に携わるボランティアの増加。

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成23年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**351**	**281**	**70**
財源内訳	一般財源	351	281	70
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		2,638	2,265	373
内訳	事業費	351	281	70
	人件費	2,287	1,984	303
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		24	20	4
世帯あたり（円）		56	48	8
参考	職員数（人）	0.30	0.25	0.05
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

各団体との協働によりプログラムを充実するとともに、スタッフの確保を図る。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	A	小学生（1年生から6年生） 平成25年度　約2,000名参加

細事業：駅前子ども教室事業

１．駅前子ども教室（エキマエ）の開催

河内長野駅前という実際の街の中を活動フィールドとして、月１回日曜日に、ボランティアの方の協力を得て、街の中ならではの体験活動を提供し、子どもたちの主体性や創造力、コミュニケーション力といった「生きる力」を育むことを目的として実施した。またより専門性を深めるために、NPO 法人等と委託契約をおこない、新しい体験型の教室を開催した。

実施日　：　平成２５年５月１９日・６月１６日・７月２１日・９月１５日・１１月１７日・１２月１５日
　　平成２６年１月１９日・２月１６日・３月９日

実施時間：午前１０時～午後４時

実施場所：子ども交流ホール、にぎわいプラ座、ノバティホール、府営長野公園など

講座内容：４７講座　　参加者：１４４５人　　ボランティア　３１２人

自然を体験する教室：　黒蝶ｵﾄﾑﾗｻｷを探せ!!　巣箱のそうじと野鳥のかんさつ　など

職業を知る教室：　まいど!!子ども商店　　くろまろキッズシテイ　など

アートにふれる教室：　しかけ絵本をつくろう　サンドブラスト　など

くろまろキッズシテイ

恐竜時代にタイムトリップ

細事業：夏休み子ども教室事業

１．夏休み子ども教室（くろまろキッズ全員集合）の開催

キックスを２日間借り切り、イベント形式で開催した。この企画では、青少年育成課だけではなく、市人権協会や国際交流協会などと協働したほか、大阪千代田短期大学生がボランティアとして、大阪大谷大学生が地域研究実習生として参加した。

日時：平成２５年８月３０日（金）、３１日（土）午前１０時～午後５時

場所：市民交流センター（キックス）全館借切

プログラム数：３８プログラム

参加者：約２，０００人

事業説明資料

④

事業名称　市営住宅関係事業

担当課	都市づくり部　都市創生課
事業の 現状と課題	本市の市営住宅は、平成７年度以降に建てられた中・高層の耐火建築物となっているが、建設から約２０年に迫る住宅もあり、住宅設備の故障の連絡が増加している。また、近隣とのトラブルに関する連絡も増加しており、今後も直営で実施すべきかどうかが課題となっている。 また、市営住宅の駐車場には、空き区画もあることから、その有効活用も課題となっている。
要検討事項	・市営住宅への指定管理者制度の導入について ・市営住宅駐車場の一時貸しについて

所管課	都市づくり部都市創生課

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第4章 安全安心都市	11 住宅	01 良質な公的住宅を整備・充実する

事業：市営住宅関係事業

整理番号 0322

目的

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを市民で住宅に困窮する低所得者に対して賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に努める

目標

既存市営住宅（204戸）の維持管理

事業費・財源

事業費（決算額）（千円）		24,027
財源内訳	一般財源	0
	国府支出金	0
	地方債	0
	その他特定財源	24,027

コスト情報・評価

総コスト（千円）		127,930
内訳	事業費	24,027
	人件費	6,100
	公債費	97,803
一人あたり（円）		1,145
世帯あたり（円）		2,707

総合評価

A	
妥当性	A
効率性	A
有効性	A

評価理由：市営住宅の適切な管理を行ったため。

貢献度

施策に対する事業貢献度	A	根拠	市営住宅の適切な管理を行ったため。

今後の方向性

定期的、計画的な点検や早期修繕をすることで、コスト削減とストックの長寿命化を図る。市営住宅の安定的な経営を行うために、住宅使用料の口座振替推進や早期に未納を見つけ滞納に至らないよう注意喚起を促す。

事業優先順位 1

細事業：市営住宅維持管理事業

整理番号 01

目的

市営住宅環境の維持、保全

目標

市営住宅の維持・保全点検、修繕を行い、入居者の居住の安定や確保を図る。指定管理者制度導入の是非及び駐車場使用料の適正化について検討を行う。

事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	公営住宅法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		23,915	14,945	8,970
財源内訳	一般財源	0	0	0
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	市営住宅使用料	23,676	14,945	8,970
	移設業務負担金	179		
	毀損に伴う弁償金	60		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		126,293	117,509	8,784
内訳	事業費	23,915	14,945	8,970
	人件費	4,575	4,761	−186
	公債費	97,803	97,803	0
一人あたり（円）		1,131	1,041	90
世帯あたり（円）		2,672	2,492	180
参考	職員数（人）	0.60	0.60	0.00
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

長寿命化計画やファシリティマネジメントによる定期的、計画的な点検や早期修繕でストックの長寿命化を図る。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者	市営住宅の入居者
A	A	A		

事業：市営住宅関係事業

１．市営住宅関係事業

良質的な市営住宅（204 戸）を充実させ提供するために、維持・保全点検、修繕を行い、住宅に困窮する低所得者に対して迅速かつ公平に賃貸を行った。また、住宅使用料等の納付により市営住宅の安定的経営を行った。

細事業：市営住宅維持管理事業

１．市営住宅維持管理

公営住宅法の趣旨に沿って､前年度に引き続き平成 25 年度も現有市営住宅の維持補修と適正かつ合理的な管理に努めた。

(1) 管理戸数及び入居戸数

平成 26 年 3 月 31 日現在における管理戸数及び入居戸数は下表のとおり。

区分	管理戸数	入居戸数
計	２０４戸	１８４戸

(2) 維持管理業務

平成 25 年度において、住宅の維持管理業務を次のとおり実施した。

①維持補修業務

ア．市営桜ヶ丘住宅維持補修　１，４０９，５６０円
イ．市営栄町住宅維持補修　６３３，６３０円
ウ．市営昭栄町住宅維持補修　５５６，８６５円
エ．市営三日市西住宅維持補修　１，９０１，１９８円
オ．市営小山田住宅維持補修　１７５，８３３円

②保守点検等委託業務

ア．消防用設備等点検業務　１２４，９５０円
イ．受水槽保守点検業務　８２１，６２５円
ウ．エレベーター保守点検業務　８３７，９００円
エ．樹木等管理業務　１，７０１，０００円
オ．駐車場管理等業務　７７４，０００円
カ．電波障害対策施設保守点検業務　１，１３９，２５０円

③住宅維持等委託業務

ア．市営栄町住宅低木除去業務　２２４，７００円
イ．テレビ電波障害対策施設等ケーブル移設業務　１７９，５５０円

④エレベーター設置工事設計委託料

ア．市営桜ヶ丘・栄町住宅エレベーター整備他工事設計業務　５，５６５，０００円
イ．市営桜ヶ丘・栄町住宅地質調査業務　８８２，０００円

⑤市営住宅工事状況

ア．旧市営三日市住宅法面応急復旧工事　１，１０２，５００円

事業優先順位	2	細事業：市営住宅使用料収納事業	整理番号	03

目的	市営住宅の安定的経営
目標	家賃・駐車場使用料・共益費の収納率の向上を図るため、口座振替件数の増加を進める。

事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	公営住宅法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**112**	**56**	**56**
財源内訳	一般財源	0	0	0
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	市営住宅使用料	112	56	56
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		1,637	1,643	−6
内訳	事業費	112	56	56
	人件費	1,525	1,587	−62
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		15	15	0
世帯あたり（円）		35	35	0
参考	職員数（人）	0.20	0.20	0.00
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性	新規入居者に対して率先して口座振替を推奨する。

評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	市営住宅の入居者
	B	B	B		

市営栄町住宅

市営桜ヶ丘住宅

細事業：市営住宅使用料収納事業

１．市営住宅使用料収納事業

市営住宅の安定的な経営を図るために、住宅使用料等の適切な納付を勧める。

(1)口座振替の推進

納期限に自動的に引き落とされる口座振替を推進することで、住宅使用料等の納め忘れを防止し、市営住宅経営の安定化を図ることができた。

① 口座振替の世帯数

平成 26 年 3 月 31 日現在において、口座振替世帯数は 105 世帯。

② 口座振替の件数

住宅使用料等を納期限にて入居者の預金口座から口座振替をした件数、各金融機関に対して支払った口座振替手数料は下表のとおり。

口座振替件数	口座振替手数料
延べ 1,195 件	14,436 円

(2)納付指導

納期限を過ぎた住宅使用料等について、納付相談や年 3 回文書送付等にて納付指導を行った。

納付依頼状	督促状	催告状
延べ 35 件	延べ 54 件	延べ 51 件

市営昭栄住宅

市営三日市西住宅

この冊子の発行元：

「公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）」事務局

河内長野市役所　総務部　行政改革課（市役所４階）

〒586-8501　河内長野市原町一丁目１番１号
TEL（０７２１）５３－１１１１（代表）
E-mail：gyoukaku@city.kawachinagano.lg.jp

※この冊子は市役所内で印刷しています。